

徳島県公認心理師・臨床心理士協会 選挙管理規程

第1章 目的

第1条 徳島県公認心理師・臨床心理士協会（以下、「本会」という）は、「徳島県公認心理師・臨床心理士協会規約」（以下、「規約」という）の第9条に基づき、厳正かつ公正な会長および理事の選出を行うため、徳島県公認心理師・臨床心理士協会選挙管理規程（以下、「本規程」という）を定める。

第2条 本会会員は、本規程を遵守し、選挙に際し不正行為の無いように努める責を負う。

第3条 理事会は、会長および理事の任期が切れる6ヶ月前までに本規程に基づき各選挙管理委員を委嘱する。

第4条 選挙管理委員は、委嘱後1ヶ月以内に最初の会合を開催する。また、選挙公示日・投票締切日を設定し、確定選挙人名簿を作成する。

第5条 投票締切日は、選挙公示日より2ヶ月以内とする。

第2章 選挙人

第6条 選挙人は、選挙公示1ヶ月前までに本会に入会を認められ、確定選挙人名簿に登録を終了している正会員とする。

第3章 選挙管理委員会

第7条 選挙管理委員は正会員の中から4名を理事会により委嘱する。

第8条 選挙管理委員は、互選により選挙管理委員長を選ぶ。

第9条 選挙管理委員は、独立を保証され、干渉を受けない。

第10条 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を招集し、選挙を統括する。

第11条 選挙管理に関する事務は、事務局がこれを補佐する。

第12条 選挙管理委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会長候補

第13条 会長は、選挙人の直接選挙により選ばれる。

第14条 すべての選挙人が候補者となる。ただし、2期連続会長を務めた者はその直後の選挙において会長となることができない。

第5章 理事候補

第15条 理事は、選挙人の直接選挙により選ばれる。

第16条 すべての選挙人が候補者となる。2期連続理事を務めた者はその直後の選挙において理事となることができない。

第6章 選挙等

第17条 会長選挙は、候補者の中から1名を記入し、得票数の多い者から1名を当選とする。

第18条 理事選挙は、候補者の中から5名を連記し、得票数の多い者から5名を当選とする。ただし、当選した5名に会長に選出された者が含まれる場合は、次に得票数が多いものを当選とする。

第19条 投票は、郵送によるものとする。

第20条 選挙管理委員長は、選挙の経過・結果につき理事会に報告する。

第21条 指定された方法以外での投票は無効とする。

第22条 選挙管理委員長は、選挙の経過・結果について会員に周知する。

第23条 選挙人は、選挙の結果について不審・不服がある場合は、選挙終了後一週間以内に、書面にて選挙管理委員会まで申し立てを行うことができる。

第24条 選挙管理委員会は、前条の申し立てがあった場合、すみやかに審査を行いその結果を理事会まで報告する。

2. 理事会は、前項の報告において不正等が確認された場合、選挙のやり直しを含め、必要な措置を取らなければならない。

3. 1週間を経ても不審・不服の申し立てが無ければ選挙結果は確定される。

第7章 雑則

第25条 細部については別に細則を設ける。

2. 細則は、理事会において決定され、施行される。

第26条 本規程は、総会の出席者の過半数の賛成により改正することができる。

附則

1. 本規程は、平成25年4月1日より施行する。

細則

第1条 候補者は、投票の開票に立ち会うことができる。

第2条 理事選挙にて、同じ候補者を連記した場合、そのうち一票のみを有効とする。ただし、会長候補と同じ候補者を記入してもよい。

2. 理事選挙にて、必ずしも5名連記する必要はない。